

# 学位請求論文審査報告要旨

2022年2月1日

申請者 王 慧雋

論文題目 日本語の会話における使役表現の使用原理と使用実態

論文審査委員 石黒 圭  
太田 陽子  
庵 功雄

## 1. 本論文の内容と構成

日本語の使役表現の研究ではこれまで数多くの先行研究が存在する。しかし、そうした先行研究は、日本語を第一言語とする研究者の内省によって行われたものが多く、日本語学習者が実際に使役表現を使ったときになぜ不自然になりやすいのかという基準を、使役表現の使用実態に即して明らかにした研究は少ない。

本論文は、使役表現を用いるときに考慮すべき観点をわかりやすく整理し、そうした観点に基づいて使役表現の多様な発話機能が生じる使用原理と使用実態を解明することを目指したものである。とくに、使用実態においては、テレビドラマのシナリオと日本語日常会話コーパスでどのように出現したのかを、定量的・定性的に細かく分析を行っている。

本論文は、全9章からなる。その構成は以下の通りである。

## 目次

### 第1章 はじめに

#### 1.1 研究目的と研究課題

#### 1.2 本論文の構成

### 第2章 先行研究

#### 2.1 使役表現と本研究の分析対象

#### 2.2 使役表現の意味に関する先行研究

#### 2.3 使役表現の機能に関する先行研究

#### 2.4 使役表現の使用実態に関する先行研究

#### 2.5 使役表現の習得・指導に関する先行研究

#### 2.6 先行研究のまとめと本研究の位置づけ

### 第3章 研究方法

#### 3.1 使役表現の使用原理の分析方法

3.2	使役表現の使用実態の分析方法
3.3	日本語教科書に見られる使役表現の分析方法
第4章	使役表現の使用原理
4.1	シ手の意志から見た使役表現の使用
4.2	シ手・サセ手の立場から見た使役表現の使用
4.3	話し手の共感から見た使役表現の使用
4.4	第4章のまとめ
第5章	テレビドラマのシナリオに見られる使役表現
5.1	意志・立場・共感の観点から見た偏り
5.2	シナリオにおける〈意志相反〉
5.3	シナリオにおける〈意志尊重〉
5.4	シナリオにおける〈意志不問〉
5.5	第5章のまとめ
第6章	『日常会話コーパス』に見られる使役表現の量的傾向
6.1	『日常会話コーパス』における使役表現の前接動詞
6.2	『日常会話コーパス』における使役表現の出現形態
6.3	『日常会話コーパス』における使役表現の複合形式
6.4	意志・立場・共感の観点から見た偏り
6.5	第6章のまとめ
第7章	『日常会話コーパス』に見られる使役表現の質的特徴
7.1	『日常会話コーパス』における〈意志相反〉
7.2	『日常会話コーパス』における〈意志尊重〉
7.3	『日常会話コーパス』における〈意志不問〉
7.4	第7章のまとめ
第8章	日本語教科書に見られる使役表現の扱い方
8.1	日本語教科書における使役表現の前接動詞
8.2	日本語教科書における使役表現の出現形態
8.3	意志の不明確さ
8.4	発話機能の不在
8.5	形式・発話機能の偏り
8.6	第8章のまとめ
第9章	おわりに
9.1	本研究のまとめ
9.2	今後の課題
	教師用指導書一覧
	参考文献

## 2. 本論文の概要

本論文は、使役表現において学習者の使用例がなぜ不自然なものになりやすいのか、そもそも使役表現は日本語の会話のなかでどのように使われているのかといった疑問に答えるために、次の三つの研究課題を設定している。

研究課題 1：日本語の会話における使役表現の使用原理を明らかにする。

研究課題 2：日本語の会話における使役表現の使用実態を明らかにする。

研究課題 3：日本語教科書における使役表現の扱い方を調査し、改善の提言を行う。

第 1 章では、上掲の研究目的と研究課題が示され、9 章からなる本論文全体の構成がこれら三つの研究課題との関連で予告される。

第 2 章では、使役表現が表す意味や機能、使役表現の使用実態および使役表現の習得・指導に関する先行研究を概観し、先行研究における使役表現の派生的意味・感情的意味・発話機能の区別が未整理に終わっており、三者の相互関係が明確にされていないという問題を指摘している。そのうえで、ある主体の動作・状態変化の成立に他者の関与があることを示す使役表現の中核的意味が、複数の観点を組み合わせて用いることで、使役表現が表す〔強制〕〔許容〕などの派生的意味（〔 〕で表記）に、さらには、ネガティブな【迷惑】、ポジティブな【恩恵】、ニュートラルといった感情的意味（【 】で表記）や、《批判》《許可求め》といった発話機能（《 》で表記）へと分化していく仕組み、すなわち、使役表現の使用原理を明らかにしようとする本研究の立場を示している。

第 3 章では、三つの研究課題を解明するための研究方法として、使用原理を捉えるためのテレビドラマのシナリオの分析法、使用実態を調査するためのシナリオとコーパスの分析法、および日本語教科書における使役表現の扱いの調査について紹介している。

第 4 章では、研究課題 1 として、使役表現の派生的意味・感情的意味・発話機能をつなぐ、シ手の意志と、シ手・サセ手の立場と、話し手の共感という三つの観点を立て、テレビドラマのシナリオの用例を用いて使役表現の使用原理について論じている。第一の観点は「シ手の意志の観点」であり、「（さ）せる」事柄がシ手の意志に反するものか、シ手の意志を尊重するものか、それともシ手の意志を問わないものかで、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の 3 タイプ（〈 〉で表記）に整理している。第二の観点は「シ手・サセ手の立場の観点」であり、シ手・サセ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれに該当するかにより、① [聞き手⇒話し手]、② [第三者⇒話し手]、③ [話し手⇒聞き手]、④ [第三者⇒聞き手]、⑤ [話し手⇒第三者]、⑥ [聞き手⇒第三者]、⑦ [第三者⇒第三者] の七つのパターン（[ ]で表記）に整理している。第三の観点は「話し手の共感の観点」であり、話し手が「（さ）せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に、シ手・サセ手のいずれに共感を寄せるのか、あるいは

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないのので、シ手共感、サセ手共感、共感なしの三つに整理している。

この三つの観点を立てて分析した結果、次のことを明らかにしている。〈意志相反〉〈意志尊重〉は基本的にシ手の意志を重視し、シ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄を捉えて使役表現を使う。〈意志相反〉の場合は、シ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えることが多く、〈意志尊重〉の場合は、シ手に共感を寄せてポジティブに捉えることが多い。その結果、立場別では、シ手の意志に反することを{強制/誘発}するサセ手を《非難》したり、シ手の意志を尊重することを望んで《許可を求め》たりするなどの発話機能が観察されることになる。ただし、第三者がシ手の場合の〈意志相反〉〈意志尊重〉は、シ手に共感を寄せないことが起きる。シ手の意志よりも、話し手自身の社会規範の認識や信念、利益、感情、サセ手との人間関係といった要因が強く働くと、シ手に共感を寄せにくく、サセ手に共感を寄せる、またはシ手にもサセ手にも寄せないことが起きやすくなる。なお、〈意志不問〉は社会的地位や役割からシ手の意志を問う必要がないという性格のもののため、シ手共感より、サセ手共感、または共感なしが起きやすい。

第5章では、第4章の分析に基づいて、テレビドラマのシナリオの使役の使用実態を明らかにしている。シ手の意志の観点から整理した結果、4割強の〈意志相反〉と5割弱の〈意志尊重〉で全体の約9割を占めており、〈意志不問〉が1割程度に留まることが明らかとなった。〈意志尊重〉では、[聞き手⇒話し手]の用例数が全体の約1/3を占め、とりわけ多く、〈意志相反〉では、参加者同士の相互作用である[聞き手⇒話し手][話し手⇒聞き手]と、シ手が第三者である[話し手⇒第三者][聞き手⇒第三者][第三者⇒第三者]も相対的に用例数が多い。これに対して、〈意志不問〉では、話し手・聞き手のいずれかがシ手に該当するものの用例が観察されなかった。会話参加者の話し手・聞き手がシ手に該当する場合、その意志を考慮せずに、使役表現を用いて事態に言及することが困難なためと考察されている。さらに、意志と立場の観点に共感の観点を加えて見ると、〈意志相反〉と〈意志尊重〉はシ手に共感を寄せやすいことがわかった。話し手・聞き手がシ手の場合は、例外を除いて基本的にシ手共感が優先されている。[シ手=第三者]の場合は、サセ手に共感を寄せる、またはシ手・サセ手のいずれにも寄せないことが一定数起きるとされている。

第6章では、『日本語日常会話コーパス』（「CEJC モニター公開版」以下CEJCとする）の使役の使用実態を定量的に明らかにしている。調査の結果、CEJCの使役表現は「やる」「する」「待つ」「行く」「食べる」「飲む」「使う」「持つ」「取る」の9種が使用数でも出現会話数でも多いこと、出現形態では「-(s)asu」形態が全体の1/3強を占めること、複合形式では使役受身が全体の約1割、使役授受が約1/3であり、使役授受の3系統のうち、サセテモラウ・サセテイタダクがとくに多く、ほぼシ手が話し手の場合で使われていることが明らかにされている。また、意志・立場・共感の三つの観点でCEJC

の使役表現を整理すると、〈意志尊重〉が半数弱を占めており、シナリオにおける割合に近い一方、〈意志相反〉はシナリオの4割強より若干少なく、約3割である。〈意志不問〉は約2割とはシナリオに比して割合が高いが、〈意志相反〉〈意志尊重〉と比べて少ないことはシナリオと同様であるとされている。

第7章では、CEJCの使役表現の用法におけるシナリオとの違いを詳細に記述している。シナリオでは〔聞き手⇒話し手〕〔聞き手⇒第三者〕のように聞き手をサセ手とするものが相対的に多いのに対し、CEJCでは〔第三者⇒話し手〕〔第三者⇒第三者〕のように第三者をサセ手とするものが相対的に多い傾向がある。CEJCの〈意志相反〉で聞き手がサセ手の〔聞き手⇒話し手〕〔聞き手⇒第三者〕の出現数がシナリオより少ないのは、ポライトネスの観点から使役表現の使用が回避された可能性が高い。そこには、録音・撮影されている環境への配慮や、その場にはいない第三者よりも会話参加者の聞き手への共感を優先するポライトネスが関わっている。また、特定人物の行動展開の描写が多いシナリオと比較して、雑談中心のCEJCでは、《許可求め》《依頼》《宣言》などが少なくなるというCEJCのコーパスの性格が要因と考えられる差も存在する。一方、〔第三者⇒話し手〕がシナリオよりCEJCのほうが現れやすいのは、話し手自身の経験の語りという雑談であることが影響しており、〔第三者⇒第三者〕もシナリオよりCEJCのほうが多いのは、話し手自身の経験でなくても、話し手が見聞した第三者同士の関与が雑談の話題になりやすいためであるとしている。

第8章では、研究課題3として、第4～7章で述べた使用原理と使用実態を踏まえ、日本語教科書における使役表現の扱い方を分析し、次のような問題点を指摘している。第一の問題は、シ手の意志の不明確さである。日本語教科書の例文では文脈の設定の不十分なものが多く、シ手の意志が不明なまま、例文提示・練習が行われがちである。使役表現を教える際は、導入だけでなく、練習を行う際も、意志を明確に提示する必要がある。第二の問題は、使役表現を含む発話機能が十分に扱われていないという点である。何を意図する発話なのかが不明確なまま、単に文を組み立てる機械的な練習で終わる問題も散見され、立場別に多様な発話機能が生み出されていることに教える側がまず目を向ける必要がある。第三の問題は、使役表現における形式・発話機能の偏りである。教科書で重点的に扱われている「(さ)せていただけませんか」系は、CEJCの実際の《許可求め》の発話ではほとんど観察されていない。また、CEJCにおける〔第三者⇒話し手〕で多く観察されている、感謝を込めた《叙述》の扱いも不十分である。第四の問題は、CEJCの上位前接動詞9種類、特に「やる」「待つ」「飲む」「持つ」「取る」の扱いが不十分である点である。第五の問題は、「-(s)asu」形態の扱いが不足している点である。会話における使役表現を教える際は、使役受身だけでなく、使役授受と複合形式以外でも「-(s)asu」形態を扱う必要がある。

第9章では、上述の内容を総括したうえで、引き続き教育実践に基づく使役表現の使用原理の教え方を模索し、CEJC以外の話し言葉コーパスの調査、使用原理と使用実態から

見る日本語と他言語における使役表現の異同、使役表現以外のヴォイスの使用原理と使用実態を分析することを今後の課題とし、稿が閉じられる。

### 3. 本論文の成果と問題点

本論文は、日本語教育の現場において日本語学習者に使役表現を指導することの意義と方法を実証的に検討するために、テレビドラマのシナリオと日常会話コーパスという二つの会話のデータベースを用いて話し言葉における使役の使用実態と、その背後にある使用原理を明らかにしたものである。その成果は、大きくは次の4点にまとめられる。

第一の成果は、書き言葉での出現頻度が低いゆえに、従来の研究では早い段階を中心に教える必要が低いとされがちであった使役表現について、話し言葉では相当の出現頻度と豊富なバリエーションがあることをテレビドラマのシナリオと『日本語日常会話コーパス』を用いて明らかにした点である。とくに、使役表現がある特定の動詞や複合形式と共起しやすいこと、「(さ)せる」形態のみならず「(さ)す」形態についても教える必要があることを実証的に明らかにした点は評価できる。これにより、日本語教科書や練習問題における例文を日本語の話し言葉の実態をより反映したものにするのが可能になる。

第二の成果は、シ手の意志(意志相反、意思尊重、意志不問)、シ手・サセ手の立場(話し手、聞き手、第三者)、話し手の共感(シ手共感、サセ手共感、共感なし)という三つの観点から一貫して使役表現を捉えた点である。なかでも、これまで使役文の主語であるサセ手を中心に整理されがちだった使役を、シ手の意志を中心に据えることによって使役の内実が把握しやすくなっている。これにより、「強制」「非難」「許可」「放任」「指示」などと、これまでの研究者によってまちまちな機能ラベルが貼られてきたものの整理・分類に見通しを与えることに成功しており、後に続く使役の理論的研究に貢献することが期待される。

第三の成果は、コーパスの性格によって出現する使役表現の用法に偏りがあることをこの三つの観点から明らかにした点である。視聴者にストーリーの展開と起伏を伝える必要のあるテレビドラマのシナリオと、身近で起きた出来事を体験として伝えるナラティブを含む日常会話コーパスの違いが使役表現の用法の偏りとして出現していることを明らかにした点は、文法研究のみならず、ジャンル研究・レジスター研究にも資する内容となっている。

第四の成果は、日本語教育実践において、とかく形式練習に陥りがちな使役表現について、話し手の発話意図や使われる文脈などを想定した教材開発・教授法へと道を拓いた点である。これにより、日本語学習者がとくに話し言葉の習得において生きた言葉を学べるようになり、会話運用力の向上が期待できる。

一方で、こうした優れた諸点を備えた本論文にも、問題点が存在する。

第一の問題点は、三つの観点のうち、話し手の共感というものの捉えにくさである。シ手の意志はその捉え方の道筋が示されており、シ手・サセ手の立場は比較的容易に捉える

ことができる。しかし、話し手の共感の捉え方はしばしばわかりづらく、研究者によって判断が揺れるおそれがあるように感じられた。共感の所在について判定を行う手続きを一層明確にする必要がある。

第二は、日常会話コーパスという日本語を第一言語とする話者の生活会話と、日本語学習者が日常的に遭遇する場面の会話とはズレがあるのではないかという懸念である。日本語学習者の会話コーパスに立脚した研究を行うことができれば、学習者の生活実態に即した、学習者自身により役に立つ研究が可能になると思われる。

第三は、当該場面での発話機能が三つの観点の組み合わせから導きだすことができるという説明原理のあり方である。現実の発話場面での言語運用を考えると、この場面ではこうした意図を伝えたいという発話機能が先行して存在し、それに合わせた発話文を三つの観点を参照して作りだすと考えるほうが実態に即しているのではないか。会話参加者は使役を使って話をしようとしているわけではなく、自分の伝えたい意図に合わせて発話文を組み立てていった結果、その意図を的確に伝えられる使役を選択しているからである。本論文とは異なる、こうした説明原理も考えられたのではないだろうか。

しかしながら、これらの問題点は、本論文の達成した高い学術的成果を損なうものではない。また、こうした問題点については、著者にも十分な自覚が見られ、今後の研究のなかでのさらなる考察の深まりが期待される。

#### 4. 結論

以上より、本論文が学位論文に値する優れた研究であることを認め、著者に一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると考えられる。

## 最終審査結果の要旨

論文審査委員 石黒 圭  
太田 陽子  
庵 功雄

2022年1月25日、学位請求論文提出者、王慧雋氏の論文「日本語の会話における使役表現の使用原理と使用実態」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、王慧雋氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって、王慧雋氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有すると認定し、最終試験において合格と判定した。